

南山城村公認キャラクター使用上の遵守事項

- 1 公認キャラクターの使用に際しては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 南山城村及びキャラクター等の品位を傷つけ、又はおとしめるおそれがあるような目的に使用しない。
 - (2) 使用許可を受けた目的及び用途等のみに使用すること。
 - (3) 村長の要求があったときは、使用期間終了後、南山城村公認キャラクター使用状況報告書を村長に提出すること。
 - (4) 使用の権利について、譲渡又は転貸等を行わないこと。

- 2 使用許可を受けた物品の完成品については、速やかに村長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、事務局の同意を得た上で、写真による提出に代えることができる。

- 3 使用に当たり、当該キャラクターの認定を受けた者と調整等が必要な場合は、認定を受けた者と使用者間で協議等を行い、南山城村にはいかなる負担も生じさせないこと。